



～ 働く人の治療継続のために ～

治療と仕事の両立支援



高知産業保健総合支援センター
豊田 あさみ

本日のテーマ

1. 高知産保センターについて
両立支援に関するサービス

2. 両立支援が必要とされる背景
働く人の視点から見た「4つの課題」

3. 両立支援のすすめ方
ガイドライン様式例集



4. 産保センターの取り組み (R4年度までの活動より)
お役立ちサイト／セミナーのご案内

1. 高知産保センターについて

両立支援に関するサービス

産保センターの 事業内容



全国

47か所

産業保健スタッフ向けサービス

地域窓口

県下4か所

50人未満

小規模事業場向けサービス
※1事業所当たり年間2回まで



センターのご案内

- ◆ 総合支援センターの業務
- ◆ 総合支援センターのご利用
- ◆ 関連機関リンク
- ◆ お問い合わせ先・アクセス



研修・セミナー

- ◆ 産業医学研修
- ◆ 産業看護職研修
- ◆ 産業保健研修
- ◆ 事業主・労働者セミナー
- ◆ 研修支援(講師派遣・斡旋)
- ◆ 研修機器の貸出



相談のご案内

- ◆ 産業医学
- ◆ 保健指導
- ◆ 両立支援
- ◆ メンタルヘルス
- ◆ 労働衛生関係法令
- ◆ 労働衛生工学



メンタルヘルス対策

- ◆ メンタルヘルス対策支援について
- ◆ 促進員による訪問支援
- ◆ 相談員による窓口相談
- ◆ ストレスチェックに関する情報
- ◆ 心の相談窓口リンク集



治療と仕事の両立支援

- ◆ 治療と仕事の両立支援とは
- ◆ 両立支援の業務内容
- ◆ 両立支援関連情報
 - ▶ ガイドライン・助成金
 - ▶ コーディネーター研修情報等



地域産業保健センター

- ◆ 地域産業保健センター(地域窓口)とは
- ◆ 地域産業保健センターの業務内容
 - ▶ 高知地域産業保健センター
 - ▶ 須崎地域産業保健センター
 - ▶ 中村地域産業保健センター
 - ▶ 安芸香美地域産業保健センター

サービスはすべて無料です。



高知産保センターの支援内容



事業場の皆様へ

事業場における治療と仕事の両立のための取組や、両立支援制度の導入等を無料で支援しています。

事業場への個別訪問支援

担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する相談や、職場環境整備についてのアドバイス、管理監督者や労働者に対する治療と仕事の両立支援への理解を促す教育を実施します。

啓発セミナー

両立支援の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーを実施します。

個別調整支援



事業場と労働者間の治療と仕事の両立に関する調整支援を行い、両立支援プラン作成のアドバイスを行います。

「両立支援」利用申し込みについて

「治療と仕事の両立支援」事業者向け利用申込書

両立支援促進員：5名が相談対応します
(保健師・社会保険労務士)

治療と仕事の両立支援

病気になっても働き続けられる職場に

病気を抱える従業員が
*仕事を理由として治療機会を逃していませんか？
*治療を理由として退職されていませんか？
*相談できずに悩んでいませんか？

病気を抱える従業員が治療を受けながら安心して働き続けられる取り組みを**治療と仕事の両立支援**と言います。

事業者のメリット

- 健康経営・ワークパランスの実現
- 組織としての社会的責任の実現
- モチベーション向上による人材の定着・生産性向上
- 貴重な人材の確保

「治療と仕事の両立」を実現しやすい職場環境整備が大切です！
*事業場による基本方針の表明と労働者への周知
*安心して相談・申出を行える相談窓口の明確化
*病気や両立支援に関する知識普及・啓発のための教育
*治療への配慮などが円滑に進むような職場風土の醸成
*柔軟な勤務を可能とする休暇・勤務制度の検討、導入など

企業内の体制づくり、具体的な取り組みに対する助成金制度もあります

高知産業保健総合支援センターは、事業場における治療と仕事の両立のための取組・両立支援制度の導入等を無料で支援します。

治療と仕事の両立支援申込書

令和 年 月 日

事業場名			
業種	事業内容	労働者数	人
所在地	〒		
TEL		FAX	
部署名	氏名		
E-mail			
担当者	<input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 保健師・看護師 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 労務管理担当 <input type="checkbox"/> 衛生管理者 <input type="checkbox"/> 労働者（患者） <input type="checkbox"/> その他（ ）		
職種			

希望する支援内容 にチェックを入れ、希望する番号に○印を付けてください。

個別訪問支援（産業保健総合支援センターでの相談、電話での相談も承っています。）
 ☆担当者が事業場を訪問し、両立支援に関する相談や、職場環境整備等についてアドバイスします。
 ①管理監督者向け両立支援教育 ②事業場内体制の整備
 ③事業場内規程等の整備 ④事業場の勤務・休暇制度の整備
 ⑤両立支援の進め方について ⑥両立支援に係る情報提供
 ⑦その他（ ）

啓発セミナー
 ☆ガイドライン等の普及・啓発を目的とした事業者等を対象とするセミナーです。

個別調整支援（ご本人の同意が必要）
 ☆事業場と労働者（患者）間の、治療と仕事の両立についてアドバイスします。
 ①労働者（患者）との治療に対する配慮の検討 ②両立支援の進め方
 ③両立支援プランの作成 ④職場復帰支援プランの作成
 ⑤主治医等への相談 ⑤就業上の措置についての検討
 ⑦その他（ ）

【申込先】
 独立行政法人労働者健康安全機構 **高知産業保健総合支援センター**
 〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-45 総合あんしんセンター3階
TEL：088-826-6155 FAX：088-826-6151
 HP: <https://www.koohis.johas.go.jp>

※申込書受領後、センターからご連絡いたします。
 ※この用紙に記載された個人情報、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

ご相談の申し込みは上記の申込書をご利用ください。



治療と仕事の両立支援とは

病気を抱えながらも、**働く意欲**と**働ける能力**のある労働者が

仕事を理由として治療機会を逃すことなく

また、治療の必要性を理由として

仕事の継続を妨げられることなく

適切な治療を受けながら

生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

高知産保センターでは
県内の事業場における治療と仕事の両立のための取組・両立支援制度の導入等を支援するための※サービス（ホームページご参照）
を**無料**で行っています。

※がん、脳卒中、糖尿病、肝炎、その他難病など反復・継続して治療を必要とする疾病が対象です。

2. 両立支援が必要とされる背景

働く人の視点から見た「4つの課題」

働き方改革の実行計画

平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定

1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義

- (1) 経済社会の現状
- (2) 今後の取り組みの基本的考え方
- (3) 本プランの実行

7. 病気の治療と仕事の両立

(1) 会社の意識改革と受け入れ体制の整備

(2) 主治医、企業・産業医、両立支援コーディネーター※

によるトライアングル型支援の構築
2つを軸に治療と仕事の両立を図る



2. 働き方改革の推進

- (1) 各種の働き方改革の推進
- (2) 福利厚生や教育訓練の均等・近郊待遇の確保
- (3) 派遣労働者の取扱

3. 賃金引き上げと労働生産性向上

- (1) 企業が賃上げのはたらきかけや取引条件の改善
- (2) 生産性向上支援などの賃上げしやすい環境の整備

4. 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正

- (1) 企業が賃上げのはたらきかけや取引条件の改善
 - (2) 生産性向上支援などの賃上げしやすい環境の整備
- (基本的考え方)
(法改正の方向性)
(時間外労働の上限規制)
(パワーハラスメント対策・メンタルヘルス対策)
(勤務肝インターバル制度)
(法制までの準備期間の確保)

(見直し)

- (原稿制度の適応除外の取扱)
- (事前に予測できない災害とその他事項の取扱)
- (取引条件改善などの業種ごとの取組の推進)
- (企業本社への監督指導等の強化)
- 意欲と能力のある労働者の自己実現の支援
- 柔軟な働き方がしやすい環境整備**
 - 1) 雇成型テレワークのガイドライン刷新と導入支援
 - 2) 日雇成型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援
 - 3) 副業・兼業の推進に向けたガイドラインや海底版モデル就業規則の策定
- 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備**
 - 1) 女性のリカレント教育など個人の学びなおしへの支援などの充実
 - 2) 多様な女性活躍の推進
 - 3) 就職氷河期世代や若者の活躍に向けた支援・環境整備

7. 病気の治療と仕事の両立

(1) 会社の意識改革と受け入れ体制の整備

(2) トライアングル支援などの推進

(3) 労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化

8. 子育て・介護と仕事の両立、障害者の就労

- (1) 子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進
(男性の育児・介護等への参加促進)
- (2) 障がい者等の希望や能力を活かした就労支援の場

9. 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・採取職支援

- (1) 転職者の受け入れ企業支援や転職者採用の拡大のための指針策定
- (2) 転職・再就職の拡大に向けた職業能力・小場情報の見える化

10. 誰にでもチャンスのある教育環境の整備

11. 高齢者の就職促進

12. 外国人材の受け入れ

13. 10年先の未来を見据えたロードマップ

- (時間軸と指標を持った対応策の提示)
- (ほかの政府計画との連携)



働く人の視点に立った4つの課題

平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定

①労働人口の約**3人**に**1人**が
何らかの疾病を抱えながら働いて
いる
治療のために**離職**する人が存在
している

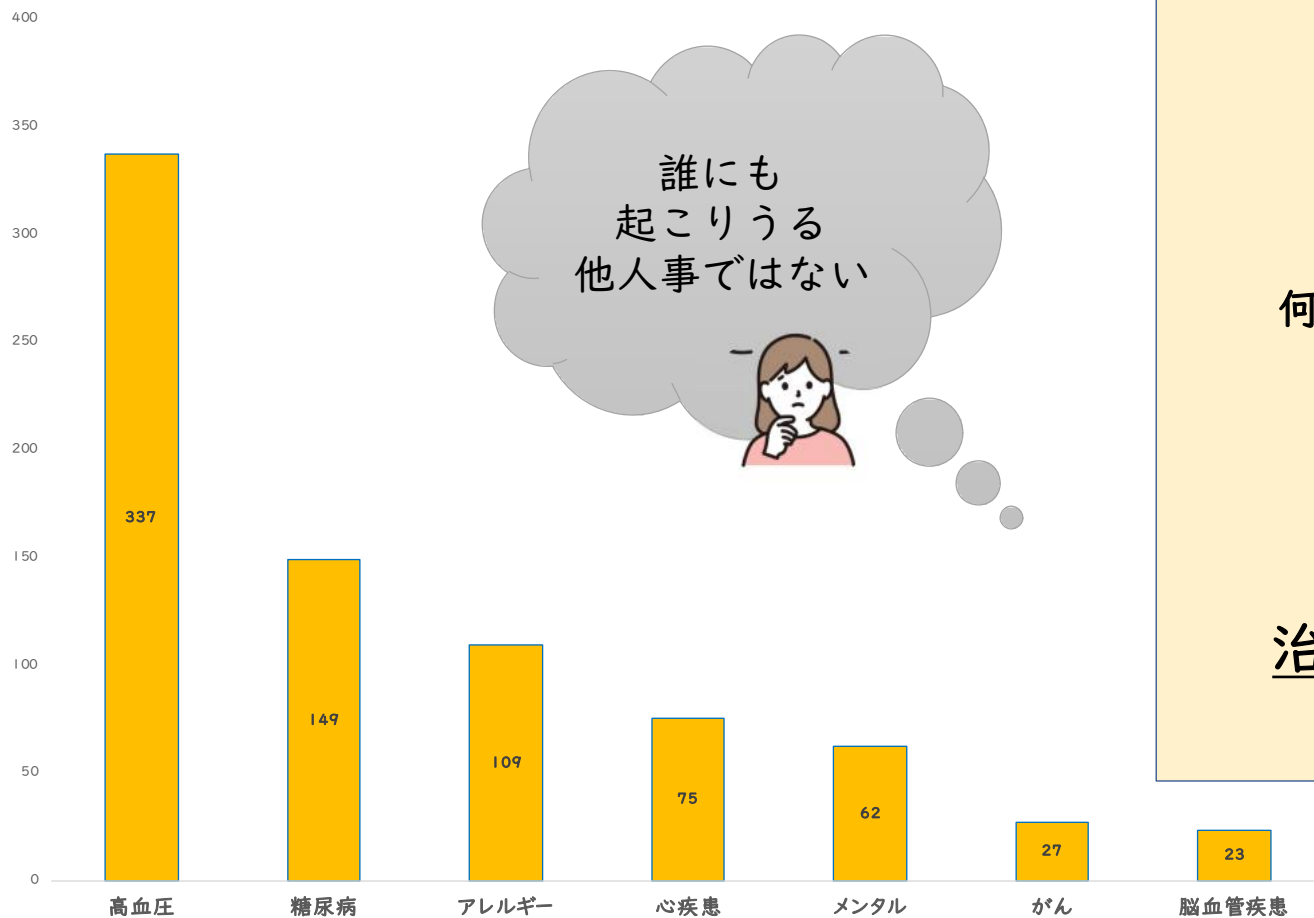
②治療と仕事の両立に向けては、
主治医や会社と連携した
コーディネーターによる支援
が重要

③患者にとって
身近な相談先が不足している

④治療と仕事の両立に向けた
柔軟な休暇制度・勤務制度の
整備が進んでいない

働く人の視点に立った課題

① 罹患しながら働く人



日本の労働人口は6500万人

罹患しながら働く人数

2007万人

(主要疾患782万人)



労働者の3人に1人が
何らかの病気を抱えながら働いている。

治療のため退職した人の割合

がん:34%

(うち依願退職:30% 解雇:4%)

治療のために退職する人が存在

② 両立支援コーディネーターによる支援の重要性

両立支援コーディネーターの養成

担い手： 企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ・医療機関の医療従事者・支援機関等

機能： 支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うこと

役割： それぞれの立場における支援の実施 及び 関係者との連携・調整
支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する 等

養成： 独立行政法人労働者健康安全機構が両立支援コーディネーター基礎研修を実施
令和4年3月 12,087人が修了



※関係者との調整を行うに当たっては、両立支援コーディネーターは、事業場に対して支援対象者の代理で交渉行為を行うものではない

患者さんを中心に医療機関と企業の間で情報を共有し、仲介・調整の役割を担う
トライアングル型サポート



両立支援コーディネーター基礎研修プログラム 動画配信研修7回＋ライブ講習1回

令和3年度 両立支援コーディネーター基礎研修プログラム

【動画配信研修】

講義名	時間数(分)
両立支援コーディネーターの必要性とその役割	45
基本的な医療に関する知識	60
産業保健に関する知識	60
労務管理に関する基本的知識	60
社会資源に関する知識	60
両立支援のためのコミュニケーション技術	45
がん経験者による当事者談話	40



【WEBライブ講習】

講義名	時間数(分)
両立支援コーディネートの実際	120



令和5年度 皆様の申し込みをお待ちしています。

③ 身近な相談窓口



高知産保センターの出張相談窓口（現在5か所）

患者（労働者）本人からの相談の場として、
県下の4医療機関とがん相談センターこうちで出張相談を行っています。



相談窓口に寄せられたご相談は
産保センターの両立支援促進員が出向いて
対応します。

出張相談窓口
高知大学医学部附属病院
高知医療センター
県立あき総合病院
県立幡多けんみん病院
がん相談センターこうち



④病気の治療と仕事の両立に向けての社内体制の整備

7. (3) 労働者の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化助成金のご案内

令和4年度版
中小企業等の健康づくりの支援を行う事業主団体等の皆さま

団体経由産業保健活動推進助成金のご案内

貴下の中小企業等に産業保健サービスを提供しませんか？

団体経由産業保健活動推進助成金は、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。
事業主団体等が、貴下の中小企業等に対して健康経営を含む産業保健サービスを提供するために医師等（産業保健サービス会社を含む）と契約した場合、その活動費用の80%（上限100万円）を助成します。※1団体につき年度ごとに1回限り。

対象となる団体等
次のうちいずれかであること
事業主団体等
事業主団体又は共同事業主であって、事業主団体等が労働者災害補償保険の適用事業主であること、中小企業主の占める割合が構成事業主等全体の2分の1を超えていること等、一定の要件を満たした団体等
労災保険の特別加入団体
労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第33条第3号に掲げる者の団体または同条第5号に掲げる者の団体であって、一定の要件を満たす団体

助成の仕組み

厚生労働省

<目的>

企業における労働者の健康管理を強化

そのキーパーソンである産業医、保健師等による※産業保健サービスの導入

健康診断結果の意見聴取
保健指導

長時間労働者の面接指導・意見聴取
治療と仕事の両立支援

- ・職場環境改善支援
- ・労働者の健康教育・管理者向けセミナー
- ・経営層の周知

これらを促進するために利用可能。

対象となる産業保健サービス

- ① 医師、歯科医師による健康診断結果の意見聴取※
- ② 医師、保健師による保健指導※
- ③ 医師による面接指導・意見聴取※
- ④ 医師、保健師、看護師等による健康相談対応
- ⑤ 医師、保健師、看護師、社会保険労務士、両立支援コーディネーター等による治療と仕事の両立支援
- ⑥ 医師、保健師、看護師等による職場環境改善支援
- ⑦ 医師、保健師、看護師等による健康教育研修、事業者と管理者向けの健康経営等の周知啓発

※上記①～③については、労働安全衛生法に基づくものに限りません

助成金支給の流れ

- | | | |
|---|-------------------|------------------------|
| 1 | 実施計画提出※1 | ※1 2023年1月27日まで |
| 2 | 計画承認 | |
| 3 | サービスを提供（助成対象期間）※2 | ※2 計画承認日から2023年2月27日まで |
| 4 | 助成金の申請※3 | ※3 2023年3月8日まで |
| 5 | 助成金の支給※4 | ※4 2023年3月31日まで |

お問い合わせ

本助成金に関する詳細は、こちらをご確認ください。
ご相談、ご質問は、こちらのチャットボットが便利です。



<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx>

チャットボットのご利用で解決しない場合は下記までお問い合わせください。
お問い合わせが重なり繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。

労働者健康安全機構労働者医療・産業保健部産業保健業務指導課
電話番号：0570-783046

リンク先：労働者健康安全機構 助成金 R4年度

【<https://www.kochis.johas.go.jp/infomation/topics/topics6602>】



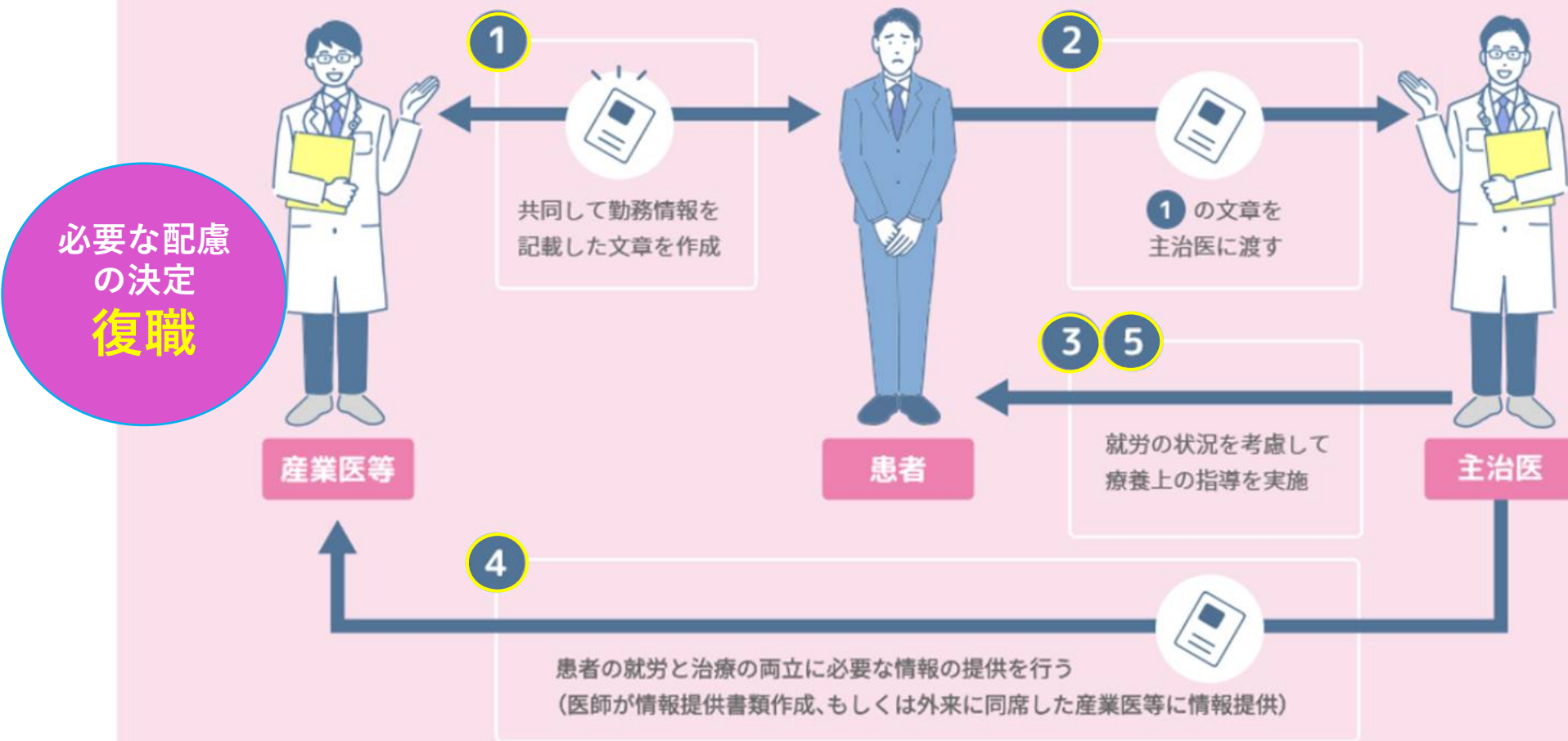
3. 両立支援のすすめ方 ガイドライン様式例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000912019.pdf>



対象疾患／がん、脳卒中、肝疾患、指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症

【両立支援のすすめ方】



◆ 療養・就労両立支援指導料令和4年度改定 ◆

企業から提供された勤務情報に基づき、患者に療養上必要な指導を実施するとともに、企業に対して診療情報を提供した場合について評価するものです。また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ、療養上必要な指導を行った場合についても評価されます。

両立支援をやりとりするための 様式例集

ガイドライン P.13～P.16



- 勤務情報を主治医に提供する際の様式例
- 治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例
- 職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例
- 両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成例



勤務情報を主治医に提供する際の様式例

(主治医所属・氏名) 先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	生年月日	年	月	日
住所				
職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など (作業場所・作業内容)			
職務内容	<input type="checkbox"/> 体を使う作業(重作業) <input type="checkbox"/> 体を使う作業(軽作業) <input type="checkbox"/> 長時間立位 <input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業 <input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業 <input type="checkbox"/> 高所作業 <input type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 機械の運転・操作 <input type="checkbox"/> 対人業務 <input type="checkbox"/> 遠隔地出張(国内) <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 単身赴任			
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤勤務 <input type="checkbox"/> 二交替勤務 <input type="checkbox"/> 三交替勤務 <input type="checkbox"/> その他()			
勤務時間	時 分 ~ 時 分 (休憩 時間、週 日間、) (時間外・休日労働の状況:) (国内・海外出張の状況:)			
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座不可能) <input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他()			
通勤時間	通勤時間: ()分			
休業可能期間	年 月 日まで (日間) (給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し、傷病手当金●%)			
有給休暇日数	残 日間			
その他 特記事項				
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務(テレワーク) <input type="checkbox"/> 試し出勤制度 <input type="checkbox"/> その他()			
上記内容を確認しました。				
平成 年 月 日 (本人署名) _____				

平成 年 月 日 (会社名)

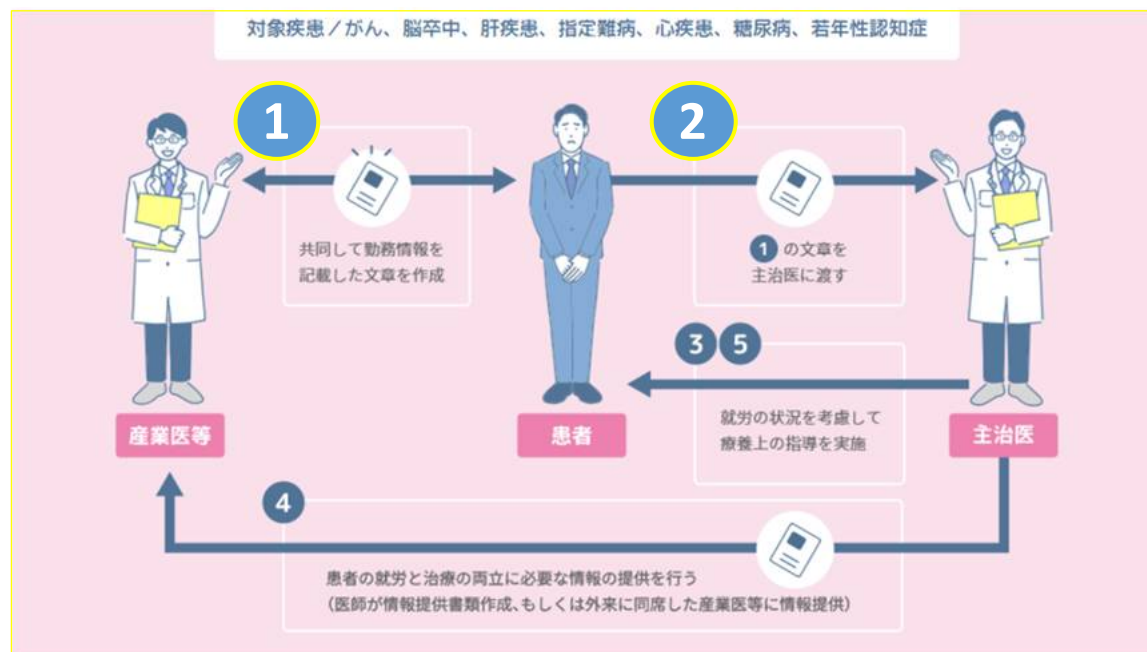
① 勤務情報を 主治医に提供する際の様式例 ガイドライン 13ページ



① 共同して
勤務情報を
記載した文書を作成



② 主治医に渡す



勤務情報を主治医に提供する際の様式例

(主治医所属・氏名) 先生
 今後の就業継続の可否、業務の内容について職場で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいただくための従業員の勤務に関する情報です。
 どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	生年月日	年	月	日
住所				
職 種	※事務職、自動車の運転手、建設作業員など			
職務内容	(作業場所・作業内容) <input type="checkbox"/> 体を使う作業(重作業) <input type="checkbox"/> 体を使う作業(軽作業) <input type="checkbox"/> 長時間立位 <input type="checkbox"/> 暑熱場所での作業 <input type="checkbox"/> 寒冷場所での作業 <input type="checkbox"/> 高所作業 <input type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 機械の運転・操作 <input type="checkbox"/> 対人業務 <input type="checkbox"/> 遠隔地出張(国内) <input type="checkbox"/> 海外出張 <input type="checkbox"/> 単身赴任			
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤勤務 <input type="checkbox"/> 二交代勤務 <input type="checkbox"/> 三交代勤務 <input type="checkbox"/> その他()			
勤務時間	時 分 ~ 時 分 (休憩__時間、週__日間、) (時間外・休日労働の状況:) (国内・海外出張の状況:)			
通勤方法	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座可能) <input type="checkbox"/> 公共交通機関(着座不可能)			
通勤時間	<input type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> その他() 通勤時間: ()分			
休業可能期間	____年__月__日まで(__日間) (給与支給 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 傷病手当金●%)			
有給休暇日数	残 日間			
その他 特記事項				
利用可能な 制度	<input type="checkbox"/> 時間単位の年次有給休暇 <input type="checkbox"/> 傷病休暇・病気休暇 <input type="checkbox"/> 時差出勤制度 <input type="checkbox"/> 短時間勤務制度 <input type="checkbox"/> 在宅勤務(テレワーク) <input type="checkbox"/> 試し出勤制度 <input type="checkbox"/> その他()			
上記内容を確認しました。				
平成 年 月 日 (本人署名) _____				
平成 年 月 日 (会社名)				

◆ 情報の提供・活用目的の明記が必要

◆ 通院や体調不良時などのために、年次有給休暇の利用可能日数を記載

◆ 必要に応じて時間単位年休、時差出勤、短時間勤務制度の利用が可能であることを確認し、チェック

労働者・事業者が作成する際のポイント

- ◆ いずれは元の業務内容に復帰することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
- ◆ 作業負荷が伝わるように(例:対人業務あり)

作業の画像を添付するとイメージが伝わりやすい



- ◆ 労働者本人と話し合い、現時点で想定している復職後の働き方について記載。
- ◆ 悩んでいること・困っていること等、特に主治医の意見がほしい点について明記
- ◆ 業務調整のため、治療の見通しについて質問

◆ 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者を確認したうえで署名

◆ 担当者、連絡先を明記(主治医からの問い合わせに対応できるように)

②主治医から意見書を求めるときの様式例 ガイドライン 14・15ページ

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例
(診断書と兼用)

患者氏名	生年月日	年	月	日
住所				
病名	(活動や業務遂行に影響を及ぼし得る症状や薬の副作用等)			
現在の症状				
治療の予定	(入院治療・通院治療の必要時、今後のスケジュール(半年間、月1回の通院が必要、等))			
退院後/治療中の就業継続の可否	<input type="checkbox"/> 可 (職務の健康への悪影響は見込まれない) <input type="checkbox"/> 条件付きで可 (就業上の措置があれば可能) <input type="checkbox"/> 現時点で不可 (療養の継続が望ましい)			
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと(望ましい就業上の措置)	例: 重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。			
その他配慮事項	例: 通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。			
上記の措置期間	年	月	日	～ 年 月 日
上記内容を確認しました。 平成 年 月 日 (本人署名)				

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に関する意見を提出します。

平成 年 月 日 (主治医署名)

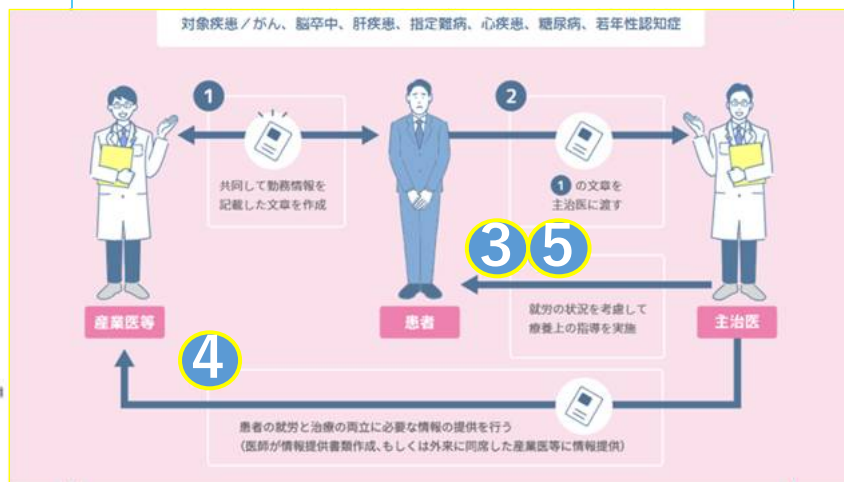
(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

労働者
患者

③⑤就労の状況を考慮して療養上の指導を実施

労働者
産業医等

④患者の就労と治療の両立に必要な情報の提供を行う(文書)



職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例

患者氏名	生年月日	年	月	日
住所				
復職に関する意見	<input type="checkbox"/> 復職可 <input type="checkbox"/> 条件付き可 <input type="checkbox"/> 現時点で不可 (休業: ~ 年 月 日)			
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと(望ましい就業上の措置)	例: 重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。			
その他配慮事項	例: 通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。			
上記の措置期間	年	月	日	～ 年 月 日
上記内容を確認しました。 平成 年 月 日 (本人署名)				

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。

平成 年 月 日 (主治医署名)

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。



主治医から意見書を求めるときの様式例 (主治医意見書)

患者氏名		生年月日	年	月	日
住所					
復職に関する意見	<input type="checkbox"/> 復職可 <input type="checkbox"/> 条件付き可 <input type="checkbox"/> 現時点で不可 (休業: ~ 年 月 日)				
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと (望ましい就業上の措置)	意見 例: 重いものを持たない、暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、長期の出張や海外出張は避ける など 注) 提供された勤務情報を踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。				
その他配慮事項	例: 通院時間を確保する、休憩場所を確保する など 注) 治療のために必要と考えられる配慮等の記載をお願いします。				
上記の措置期間	年	月	日	~	年 月 日
上記内容を確認しました。 平成 年 月 日 (本人署名) _____					

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見を提出します。

平成 年 月 日 (主治医署名) _____

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用するものです。この書類は、患者本人から会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

労働者・事業者が確認する際のポイント

- ◆ 主治医への質問事項に対する回答を確認
- ◆ 短時間勤務での対応が可能である旨確認
- ◆ 休憩を取りやすい環境整備が必要である旨確認
- ◆ 治療中必要な配慮に関しては治療開始後、体調を観ながら調整する必要があることを確認

- ◆ ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う



- ◆ 今後の治療スケジュールを確認
- ◆ 通院への配慮や体調の変化への配慮が必要である旨確認

- ◆ 通院のための必要な時間を確認
- ◆ 通院頻度・治療の副作用の個人差があることを念頭に、体調を見ながらプランの作成を検討

両立支援プラン職場復帰プランの作成例

作成日： 年 月 日

従業員 氏名	生年月日		性別
所属	年 月 日		男・女
	従業員番号		
治療・投薬等の状況、今後の予定	・入院による手術済み。 ・今後1か月間、平日5日間の通院治療が必要。 ・その後薬物療法による治療の予定。週1回の通院1か月、その後月1回の通院に移行予定。 ・治療期間を通し副作用として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。 ※職場復帰支援プランの場合は、職場復帰日についても記載		
期間	勤務時間	就業上の措置・治療への配慮等	(参考) 治療等の予定
(記載例) 1か月目	10:00 ～ 15:00 (1時間休憩)	短時間勤務 毎日の通院配慮要 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	平日毎日通院・放射線治療 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
2か月目	10:00 ～ 17:00 (1時間休憩)	短時間勤務 通院日の時間単位の休暇取得に配慮 残業・深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	週1回通院・薬物療法 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
3か月目	9:00 ～ 17:30 (1時間休憩)	通常勤務に復帰 残業1日当たり1時間まで可 深夜勤務・遠隔地出張禁止 作業転換	月1回通院・薬物療法 (症状:疲れやすさ、免疫力の低下等)
業務内容	・治療期間中は負荷軽減のため作業転換を行い、製品の運搬・配達業務から部署内の●●業務に変更する。		
その他 就業上の 配慮事項	・副作用により疲れやすくなることが見込まれるため、体調に応じて、適時休憩を認める。		
その他	・治療開始後は、2週間ごとに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。(面談予定日:●月●日●～●時) ・労働者においては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留意し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。 ・上司においては、本人からの訴えや労働者の体調等について気になる点があればすみやかに総務担当まで連絡のこと。		

○○年○月(本人) _____
 ○○年○月(所属長) _____
 ○○年○月(人事部) _____
 ○○年○月(産業医) _____

労働者・事業者が作成する際のポイント

主治医、産業医の意見を勘案し、
労働者本人との話し合いも踏まえて作成

- ◆ ※復職日の記載
- ◆ 平日毎日の通院あり、通院に要する時間明記

- ◆ 放射線治療中は倦怠感が出やすいとの主治医意見書を踏まえ、**休憩場所の確保**を明記

- ◆ **人事、上司、産業医、に限りプランを共有**
- ◆ 関係者による協議・確認を終えた内容であることがわかるよう、署名欄を設ける



- ◆ **放射線治療中は通院・体調への配慮のため短時間勤務とし、**
- ◆ 治療終了後は体調を見ながら徐々に通常勤務に戻すプランを設定
- ◆ 短期的目標:最初の2か月平日の通院と短時間勤務
- ◆ 長期的目標:通常勤務に戻ること

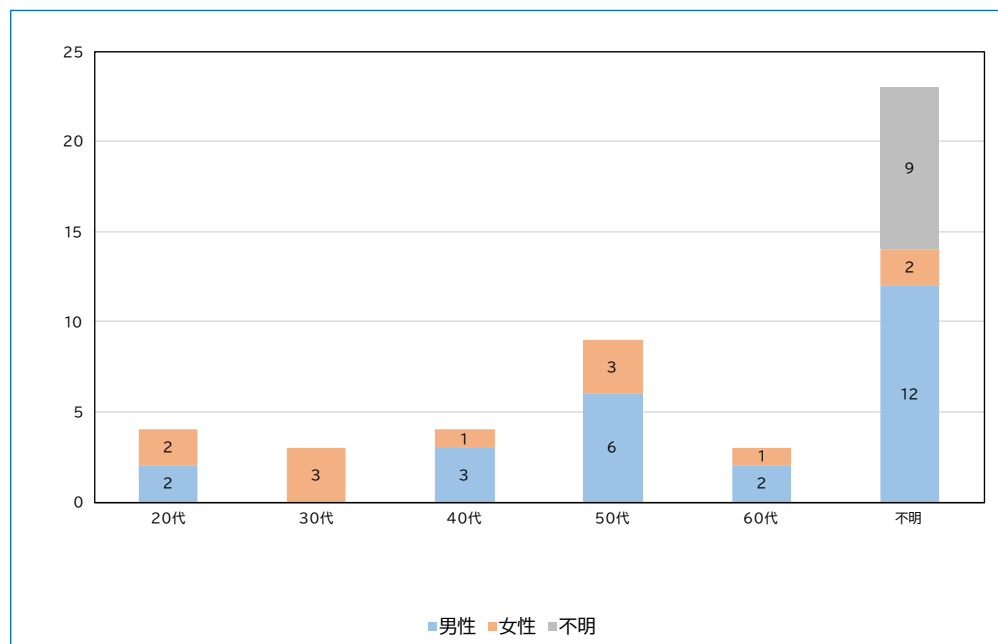
- ◆ **産業医とは2週間ごとに面談を行い、適時プランを見直す旨記載**
- ◆ 労働者本人の治療継続について
- ◆ 体調不良時の申し出先

4. 産保センターの取り組み（R4年度までの活動より）

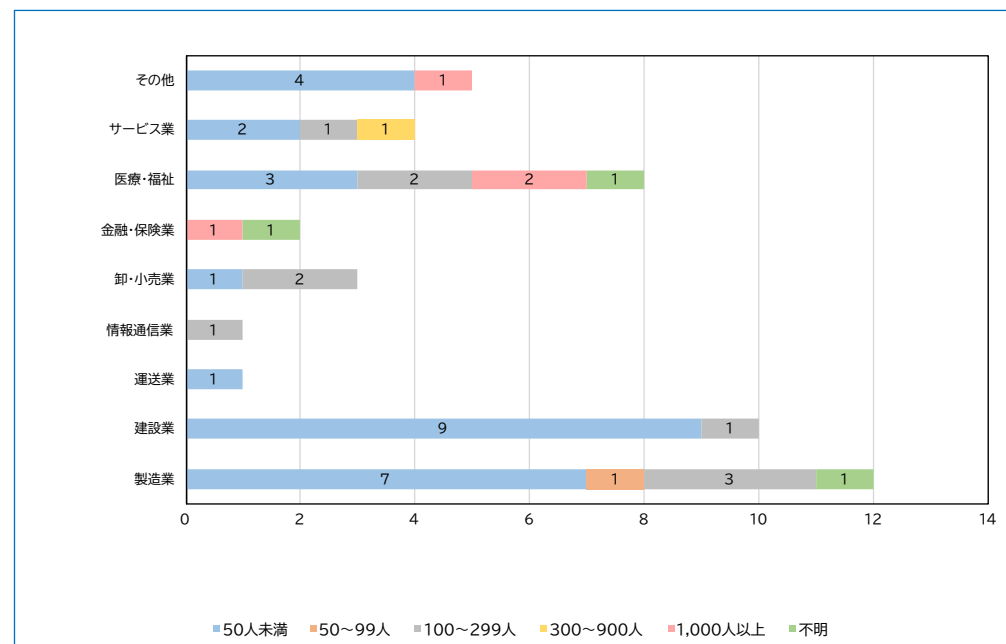
お役立ちサイト／セミナーのご案内

治療と仕事の両立支援に関するご相談 H30年～令和4年末

相談者 年代・性別

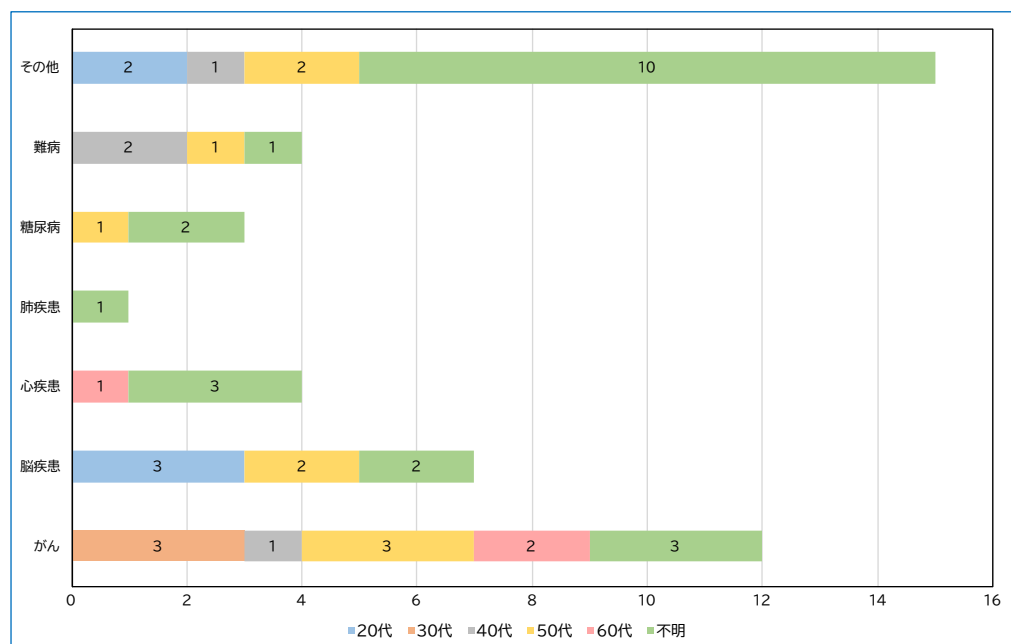


相談者 業種・規模

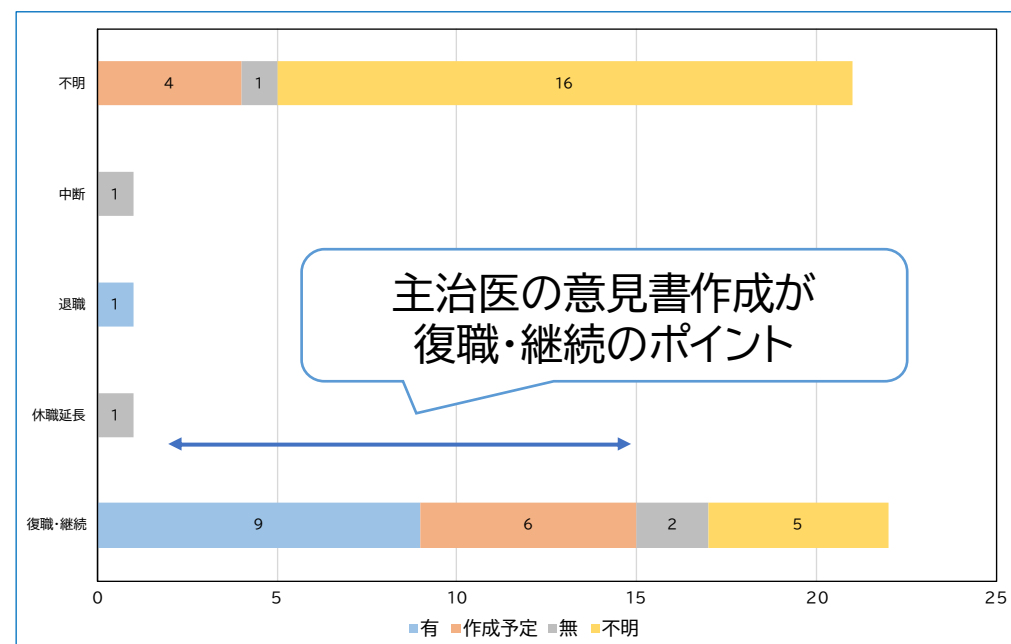


治療と仕事の両立支援に関するご相談 H30年～令和4年末

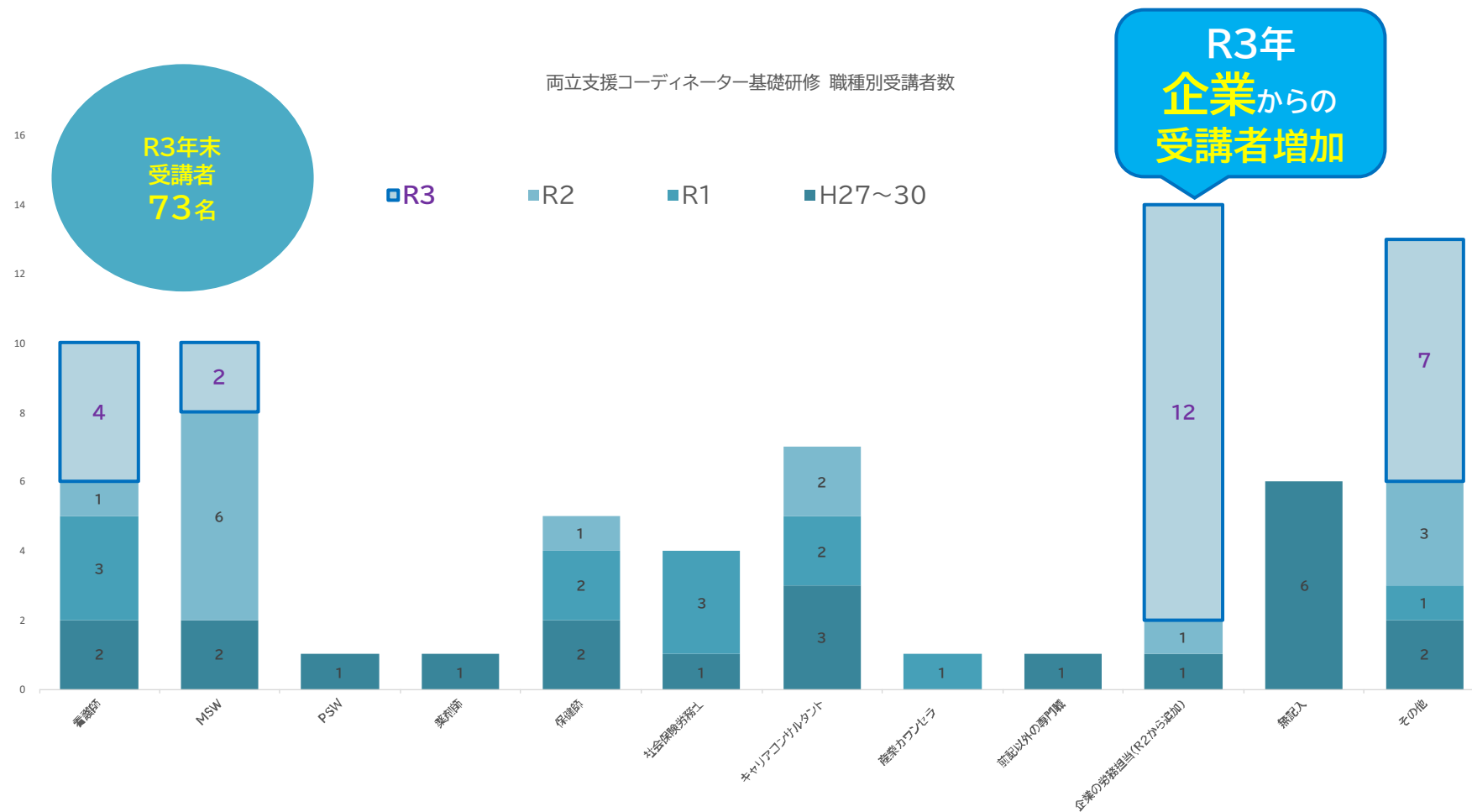
相談者年代別疾患



主治医の意見書作成の有無と結果



コーディネーター基礎研修受講者推移



コーディネーターのための交流会・事例検討会

令和4年 8月23日(火) 9月27日(火)

参加者の皆様からの声

<相談機関専門職>

どういふ所に気を付けて相談を受けるか再度考え直すきっかけになりました。

職場復帰を望む患者さんの状況は多岐にわたるため（会社の規模の違い、誰に今後の事を相談するか、そもそも総務や上司のみにしか言わずに休んでいる場合等）こちらでお応えできずに産保センターさんをお願いをする事も多かったです。今回の研修で支援のポイント等参考に相談業務に役立てたいと思います。

<産業看護職>

私自身「折り合い」をつけることの難しさを日々感じ、どうすれば良いのか試行錯誤をしています。

組織の中で働きかけのできる保健師として自己研鑽していきたいと改めて感じました。

<医療機関MSW>

病気の事で頭がいっぱいの時に、仕事を辞めるといった判断をさせないように…という点は、大事にしたいと思います！

そうでないと両立支援にならないわけですが、経済的な事に大きく影響もするし、社会復帰するといった目的を持つことが治療へのモチベーションを高めることにも繋がるので、そこはしっかり伝えたいと思いました。

<企業の労務担当者>

高知でも実際に取り入れている企業があることを知り、少し安心しました。

まだ基礎研修中の身ですが、交流会で具体的なご助言を聞いて参考になりました。

両立支援に関わる多職種で情報交換できる機会はそう多くないので、交流会をもう少し時間をとって欲しいです。

治療と仕事の両立支援

2回シリーズ

令和4年8月23日(火)14:30~16:30 WEB研修

第1回 「病気治療をしながら働ける職場づくり」

- ①両立支援の進め方、典型的事例の紹介 -職場内産業保健師の立場から-
- ②医療機関との連携について -産業健康ソーシャルワーカーの立場から-
- ③交流会

労働者が業務によって疾病を罹患させるとなると職場と仕事の両立を図るための取組は、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感にもつながります。「治療と仕事の両立支援」について、何から始めればいいのか、取り組む際のポイントなどを事例を交えてお話しします。

講師
橋本美子 【カウンセリング担当相談員】医療法人社 海辺の社会スナドリ 管理部長
野田美枝 高知大学医学部附属病院 地域医療連携室 副室長/がん相談支援センター 副センター長

令和4年9月27日(火)14:30~16:30 総合あんしんセンター3階 大会議室

第2回 「治療と仕事の両立支援を事例から考える」

事例を用いてどのような支援ができるのかを考えてみましょう

事例を基に、どのような配慮や支援ができるのか、皆さんと一緒に考える時間にとりたいと思います。

講師
豊田幸志 中国労災病院 治療両立支援センター 所長
橋本美子 【カウンセリング担当相談員】医療法人社 海辺の社会スナドリ 管理部長
野田美枝 高知大学医学部附属病院 地域医療連携室 副室長/がん相談支援センター 副センター長
豊田あさみ 高知産業保健総合支援センター 産業保健専門職

研修のお申込み方法は裏面をご覧ください

お申込み
お問い合わせ 高知産業保健総合支援センター
高知市丸ノ内1-7-45総合あんしんセンター3階
TEL:088-826-6155 FAX:088-826-6151

両立支援のお役立ちサイト

働きやすい、休みやすい

職場をつくりませんか？

このサイトは企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供しています。
働きやすい職場づくりのために活用してみませんか？

👉 初めてご利用の方

👉 ユーザー登録されている方



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

令和4年度に開催されたセミナー・シンポジウムのアーカイブを配信中です

- 働き方・休み方改革シンポジウム（配信期間：令和5年3月23日まで）
- 勤務間インターバル制度導入促進セミナー（配信期間：令和5年1月26日まで）

病気休暇制度を導入する企業が増えています。

働き方休み方ポータルサイトの「**新着情報**」をご覧ください。

https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category4/20221128_1.pdf

病気休暇制度

**支えられる安心
支える安心**

安心が継続勤務につながる



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和4年11月作成

特別な休暇制度について 紹介するホームページがあります

働き方休み方 検索
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

厚生労働省が運営する働き方・休み方改善ポータルサイトでは、病気休暇制度など特別な休暇制度に関する情報を掲載しています。
特別な休暇制度を設けている企業の取組事例を見ることができます。



働き方・休み方改善ポータルサイト

企業・社員の自己診断
企業の新着情報
労働者のみかんの取組事例
時間単位での労務管理
イブズイワーク
オンライン研修
勤務時間インターバルに関する取組事例
仕事の進め方など就業環境の改善

ここをクリック

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

いま、病気療養のための休暇が必要とされています

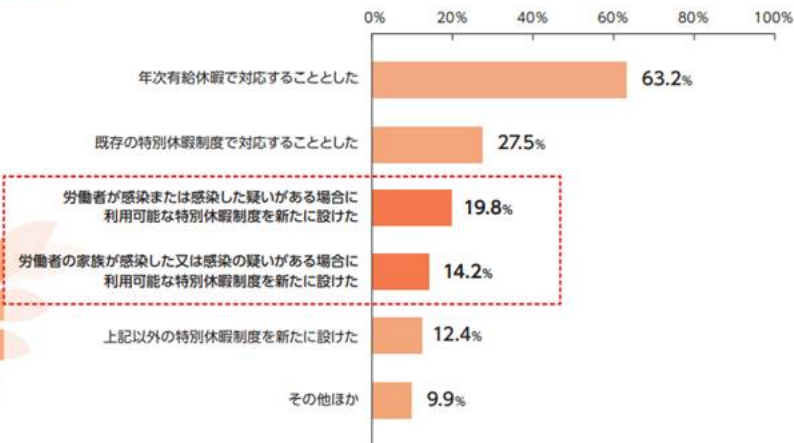
働く方々の個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方・休み方を自ら選択できるようにすることは、生産性向上や多様な人材の確保につながります。そのためには、年次有給休暇の取得促進はもとより、今回取り上げます特別休暇の導入によって、働く人々が安心して休暇を取得できることが大切です。

また、新型コロナウイルス感染症など病気の影響により、療養が必要になった場合に取得できる休暇を、年次有給休暇とは別に設けておくことは、万が一に備えたセーフティネットとなり、労働者の安心につながります。



Q 新型コロナウイルス感染症に関わる休暇の対応状況

複数回答 (n=2,691)



※ 出典：「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査（調査時点令和3年4月1日）

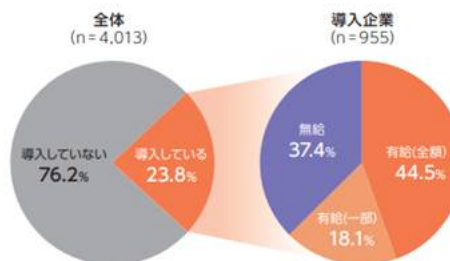
❀ 病気休暇制度を導入しましょう ❀

病気等の際に利用できる特別休暇を設けることで、体調不良等で休みが必要な場合に、年次有給休暇の残日数を気にせず、安心して休暇を取得することができます。年次有給休暇を使い切った場合に特別休暇を取得できるようにしている企業もあります。

病気休暇の導入状況等

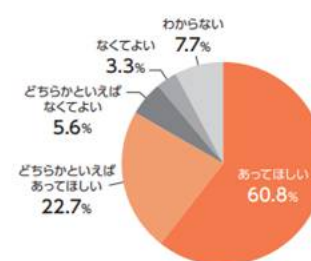
Q 病気休暇制度の導入企業割合と賃金の支給状況^{※1}

単数回答/企業調査結果



Q 勤め先に病気休暇制度があってほしいと思いますか?^{※2}

単数回答/労働者調査結果 (n=5,000)

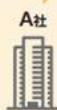


※1：厚生労働省「令和3年就労条件総合調査」

※2：厚生労働省「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査（調査時点令和3年4月1日）

病気休暇制度の導入例

導入例
1



A社
当社では、年次有給休暇とは別に、従業員や家族に病気等が生じた場合、5日間を有給で取得できる制度を設けています。
感染症など突発的な理由で休まなければならないことは誰にでもあります。いざというときの病気休暇があることで、従業員は、普段から安心して年次有給休暇を取得することができます。

導入例
2



B社
当社では、短時間の検診や外来通院などに対応するため、1時間単位で取得できる病気休暇制度を設けています。取得日数は無制限で、通算10日目までは有給扱いです。
長期間の休職制度だけではなく、復職後に短期間取得できる休暇制度を設けることで、従業員が安心して、治療と仕事を両立することができます。

病気休暇制度の就業規則 記載例

(病気休暇)

第〇条 労働者が私的な負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、病気休暇を__日与える。

2 病気休暇の期間は、通常の賃金を支払うこと/無給とする。



セミナーのご案内



両立支援に取り組むための情報ポータルサイト



治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト
治療と仕事の両立支援ナビ

Google 提供



▶ トップページ ▶ リンク集

事業者の方へ

支援を受ける方へ

医療機関・支援機関の方へ

両立支援とは？

取組事例

お役立ちコンテンツ

シンポジウム

Home > 両立支援の取組事例 > ニッポン高度紙工業株式会社

両立支援の取組事例

従業員の安全・健康がなによりも優先上司、家族、産業医と社内産業保健スタッフの連携で支援を



https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/case/case_31.html

「治療と仕事の両立支援」 オンライン地域セミナー

参加無料
申込不要

～ダイバーシティ&インクルージョン社会の実現に向けて～
トライアングルで支える「治療と仕事の両立」

人生100年時代、長い労働人生のうちで病気に罹る可能性は少なくありません。あなたが、あなたの会社の従業員が、同僚が、何らかの病気になった時、生きがいや働きがいを持って活躍できる社会の実現が求められるいま、「治療と仕事の両立」の意義や支援について考えます。

主催：厚生労働省
後援：日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会、独立行政法人労働者健康福祉機構



ライブ配信 治療と仕事の両立の取組に興味がある方、または実際の取組の中でお悩みがある方へ

各エリアの企業や医療機関による
事例発表・ディスカッションをライブで配信します。
※プログラムと時間は予定であり、変更になる場合がございます。 ※後日アーカイブ配信

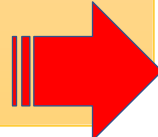
- 北海道・東北・関東エリア 【開催日】 令和5年2月20日(月) 14:30~16:00
- 北陸・東海・中部・近畿エリア 【開催日】 令和5年2月6日(月) 14:30~16:00
- 中国・四国・九州・沖縄エリア 【開催日】 令和5年2月28日(火) 14:30~16:00

事前配信 経営層の方、働いている方へ

- 基調講演** ダイバーシティ&インクルージョン社会の実現に向けて
～治療と仕事の両立を考える～
EY Japan株式会社 梅田 恵 氏
- トークセッション** 治療と仕事の両立に必要なこと
ファシリテーター 一般社団法人CSRプロジェクト 理事 大津 真弓 氏
トークゲスト 日本難病・疾病団体協議会 (JPA) 常務理事 辻 邦夫 氏
トランスコスモス株式会社 DM・EC・CC統括 MC5部3課 アシスタントマネージャー 能勢 謙介 氏

参加方法など詳細はこちら
ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」
お問い合わせ 治療両立ナビ

LIVE配信
注目は・・・
2月28日
高知の
企業が登場！



北海道・東北・関東エリア 【開催日】 令和5年2月20日(月) 14:30~16:00

事例発表・パネルディスカッション

事前発表・パネリスト	人事施設部 人事課 課長	小笠原 敏幸 氏	ファシリテーター	ジョンソン・エンド・ジョンソン 日本法人グループ Global Health Services /統括産業医 岡原 伸太郎 氏
キヤノンプレジジョン株式会社	代表取締役 保健師	根岸 茂登美 氏		
藤沢タクシー株式会社	がん看護専門看護師 /両立支援コーディネーター	小林 智美 氏		
医療法人社団日高会日高病院				

北陸・東海・中部・近畿エリア 【開催日】 令和5年2月6日(月) 14:30~16:00

事例発表・パネルディスカッション

事前発表・パネリスト	法人本部 人事課長	木間 史 氏	ファシリテーター	森本産業医事務所 代表 森本 英樹 氏
社会福祉法人大野和光園	人材開発部 部長 兼 健康経営推進室長	鈴木 克典 氏		
株式会社名古屋銀行	がん相談室 副室長 (認定がん専門相談員)	酒井 紀子 氏		
神戸大学医学部附属病院				

中国・四国・九州・沖縄エリア 【開催日】 令和5年2月28日(火) 14:30~16:00

事例発表・パネルディスカッション

事前発表・パネリスト	管理部安全管理課 課長代理	小崎 陽子 氏	ファシリテーター	産業医科大学 両立支援 准教授 永田 昌子 氏
ニッポン 高度紙工業株式会社	両輪経営サポートカンパニー 人材本部 人事部 シニアエキスパート	福政 友夫 氏		
両輪ホールディングス株式会社	両輪経営サポートカンパニー 人材本部 人事部 リーダー	向江 綾希子 氏		
松江赤十字病院	がん相談支援センター 社会福祉士	湯村 真澄 氏		

アーカイブ配信 12月に開催されたシンポジウムをアーカイブ配信しています。

企業向けシンポジウム	医療機関向けシンポジウム
パネリスト	パネリスト
株式会社デンソーFA山形 執行副 阿部 浩 氏	株式会社アレスホールディングス 執行役員 グループ管理本部 本部長 渡辺 裕治 氏
株式会社大丸工務店 常務取締役 大和田 諒 氏	岡山大学病院 総合患者支援センター 医療ソーシャルワーカー 石橋 京子 氏
君津中央病院 患者総合支援科長 保坂 真紀 氏	社会医療法人博愛会相良病院 院長 相良 安昭 氏
ファシリテーター	ファシリテーター
産業医科大学 産業医科学研究所 教授 立石 清一郎 氏	労働者健康安全機構 中国労災病院 治療部両立支援センター所長 豊田 章宏 氏

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」

「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」



事業場において、反復・継続して治療が必要となる疾患に対して両立支援を行うための環境整備、個別の両立支援の進め方など、具体的な取組方法や留意事項等をまとめたガイドライン（平成28年2月公表）

（参考資料） 「企業・医療機関連携マニュアル」



ガイドラインの参考資料として、企業と医療機関の連携を促進するため、疾患別（がん、脳卒中、肝疾患、難病、心疾患、糖尿病）に、治療方法や症状の特徴等、両立支援に当たっての留意事項等を示したサポートマニュアル



がん・脳卒中・心臓病・肝疾患・糖尿病・その他の難病と診断されたあなたへ
治療を受けながら働き続けることを不安に思っている方へ



治療と仕事の
両立支援

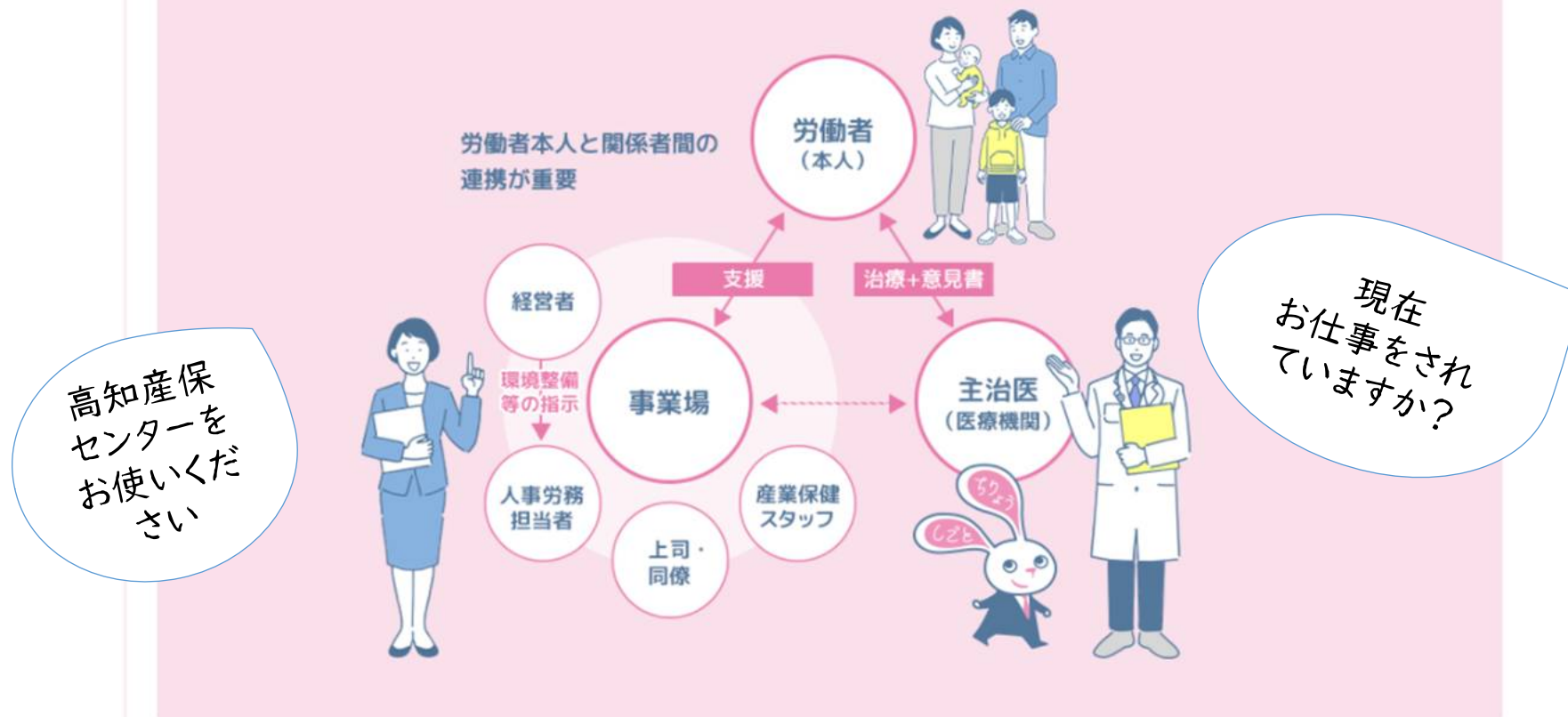
独立行政法人労働者健康安全機構
高知産業保健総合支援センター

〒780-0850 高知市丸の内1-7-45 総合あんしんセンター3階
TEL : 088-826-6155 (平日8:30~17:15)



ガイドラインなどの両立支援関連資料のお問い合わせは
高知産保センター ☎ 088-826-6155 まで

治療と仕事の両立支援をがすすむよう
患者・労働者さんへのお声かけをお願いします。



トライアングル支援型サポート

労働者健康安全機構

病気を抱えて働くあなたと会社のご担当をサポートしています

高知産保センター

検索

ログイン



高知産業保

高知産業保健総合支援センター

チャンネル登録者数 5人

チャンネル登録

ホーム 動画 再生リスト チャンネル 概要

アップロード動画

～ 病気を抱えて働くあなたに知ってほしい ～



治療と仕事の両立支援 高知さんぽご案内

27 回視聴・3 日前

治療と仕事の両立支援とは病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要...



YouTubeチャンネルもよろしくお願ひします！

<https://www.kochis.johas.go.jp/movie/>